

054 安土桃山時代 戦国大名の分国支配

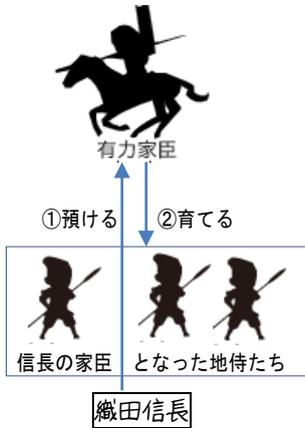
百姓… 年貢 を負担する身分
 武士… 軍役 を負担する身分
地侍 …年貢も軍役も負担する。
 惣村の指導者層だった。

■ 支配の仕組み

国人・地侍を家臣として組織

① 寄親 寄子 制

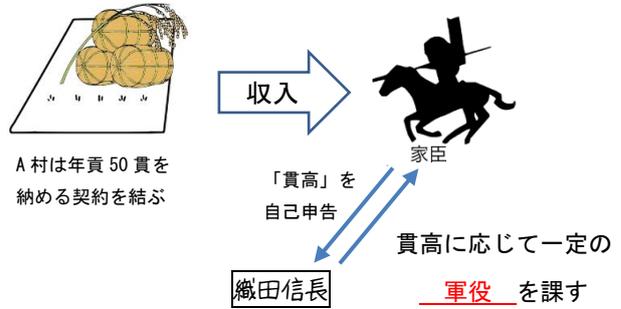
大名が地侍を有力家臣に預けて組織化



地主として他の百姓から 加地子 取得権保障。
 地侍は百姓身分でもあるので、年貢の一部免除

② 貫高制 銭1000枚(=1000文)で1貫
 土地の米の収穫高を銭で換算。

米を量る 柵の大きさが地域で異なる ため



③ 家臣の収入は 指出検地 という自己申告制
 申告された土地面積・収穫量は 検地帳 登録

信長「光秀！美濃国5千貫の土地は没収じゃ。
 代わりに丹波と若狭に3千貫ずつの土地
 を与えよう。これからも必死で働けよ。」
 光秀「ははっ（美濃はわたしの故郷なのに…）」

④ 物産の調達

木綿 栽培の普及… 三河 を中心に。

② 分国法 の制定

あ 御成敗式目 の影響

い 新しい権力の性格を示す条文も

喧嘩両成敗 が有名

理由を問わず、争った者を両方処罰。

→武士の自力救済原理を否定

